

農水産物消費拡大キャンペーン

本市農水産物特産品への購買意欲を高めいただくため、農水産物販売店などと連携し、本市特産品の消費拡大イベントや販売キャンペーンを実施します。また、市内の小・中学校、義務教育学校の給食食材として、長崎和牛を提供します。

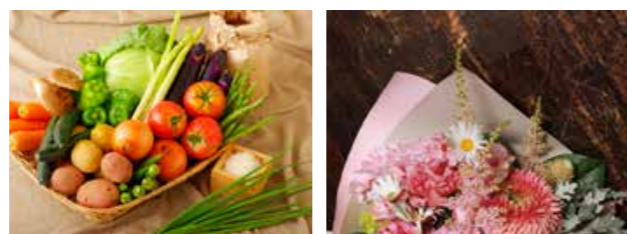
佐世保いっぴんミニマルシェ

「させぼ育ち」の長崎和牛や佐世保産の花き類、世知原茶を手頃な価格で販売します。和牛の試食やお茶の試飲なども行います。

日 程 9月19日(土)、20日(日)

※10時～15時。

場 所 させぼ五番街



※写真はイメージです。

佐世保いっぴんマルシェ

農水産物直売所イベント「どろんこ収穫祭」との共催で、市内特産品の試食・試飲や販売、フラワーアレンジメント教室などのイベントを開催します。

日 程 10月17日(土)、18日(日)

※10時～17時。

場 所 島瀬公園

消費拡大販売キャンペーン



「させぼ育ち」の長崎和牛や佐世保産花き類取り扱い店と連携し、店頭価格の半額で購入できるお得なキャンペーンを行います。

日 程 長崎和牛 11月までの毎月29日

花き類 12月までの毎月7日、8日

場 所 市内の各販売店

※数に限りがあります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

市内小・中学校等学校給食食事提供事業



市内の小・中学校、義務教育学校の給食で、子どもたちに長崎和牛を提供します。

期 間 9月2日(水)～10日(木)のいずれか1日

※学校によって提供される日程やメニューが異なります。

対 象 市内の小・中学校、義務教育学校に通う子ども

問い合わせ 農業畜産課 ☎ 24-1111

佐世保市観光復活プログラム

みなと街 SASEBO 旅わくわくキャンペーン

新型コロナウイルス感染症によって落ち込んだ観光需要を喚起させるためのキャンペーンを開催します。市民の皆さんも利用できますので、お得に市内観光を満喫しましょう。

思い立ったら佐世保に泊まって遊ぼうキャンペーン

市内の宿泊施設に宿泊される方を対象に、佐世保市内の宿泊・観光施設や飲食店等で利用できるクーポンを販売します。宿泊施設(3,000円分)と観光・飲食・土産施設(3,000円分)で使える6,000円分のクーポンを1,000円で購入できるお得なキャンペーンです。この機会にどうぞご利用ください。

販売期間 9月中旬～来年1月31日(日)(予定)

販 売 額 1,000円

販売方法 専用予約サイト等で購入できます

※GoToトラベルキャンペーンとの併用はできません。

宿泊クーポン
3,000円分
+
観光・飲食・
土産クーポン
3,000円分

↑
1,000円

SASEBO バス旅キャンペーン



旅行会社やバス会社が企画するバスを利用した市内への宿泊・日帰り旅行に対し、貸し切りバスの料金を助成します。

対象期間 9月中旬～来年1月31日(日)(予定)

助 成 額 バス1台1日につき上限50,000円

条 件 ・8人以上の貸し切りバス等を利用した旅行であること
・行程に市内有料観光施設への立ち寄りがあること

申 込 旅行会社やバス会社が企画する旅行商品に申し込んでください

※社員旅行やスポーツクラブなどの団体旅行も可。

※予算がなくなり次第終了します。

※利用方法などの詳細は決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、キャンペーンを中止・延期する場合があります。

問い合わせ 観光課 ☎ 24-1111

市内宿泊者限定！ レンタカー割引キャンペーン



レンタカーを利用して市内の宿泊施設に宿泊される方を対象に、レンタカー料金を助成します。

対象期間 9月中旬～来年1月31日(日)(予定)

助 成 額 1泊1台当たり4,000円

対 象 市内宿泊施設に宿泊する人

※「思い立ったら佐世保に泊まって遊ぼうキャンペーン」と併用できます。

※GoToトラベルキャンペーンとの併用はできません。

させば振興券の第2次販売がスタート

5,000円で5,750円分の買い物ができるプレミアム付き商品券「させば振興券2020」の第2次販売が9月6日(日)から始まります。各世帯宛てに送付した「購入引換券(はがき)」を持ってご購入ください。

販売単位 5,000円/冊(500円券×10枚+750円券×1枚)

購入上限 1人当たり5冊まで

販売期間 9月6日(日)からなくなり次第終了
※第1次販売で上限まで購入した人も再度購入できません。

使用期限 来年1月10日(日)まで

※販売所が第1次販売と異なりますので、ご注意ください。

※詳しくは「させば振興券特設サイト」をご覧ください。

「させば振興券特設サイト」は右の画像からご覧ください。



させば振興券事務所 ☎ 37-8085

固定資産税・都市計画税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の令和3年度固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

対象資産 ・事業用家屋や設備等の償却資産に対する固定資産税

・事業用家屋に対する都市計画税

減免率 本年2月～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率が

- 1 50%以上の場合、全額減免
- 2 30%以上50%未満の場合、2分の1減免

申請期間 来年1月4日(月)～2月1日(月)
※令和3年度の償却資産申告と併せて申請してください。

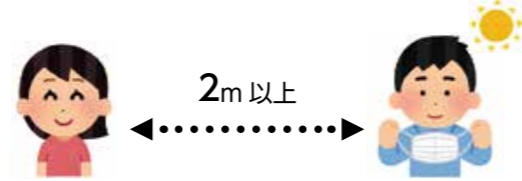
申請方法 必要書類を添付して資産税課へ
※事前に認定経営革新等支援機関等から事業収入の減少率等の確認を受ける必要があります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

資産税課 ☎ 24-1111

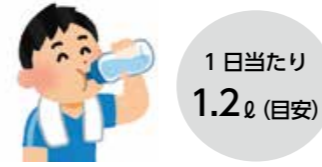
熱中症予防とコロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に

①熱中症を防ぐためにマスクを外しましょう



- ・屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外す
- ・マスク着用時は激しい運動を避ける

②のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を



- ・1日当たり1.2ℓを目安に水分を補給する
- ・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに取る

③暑さを避けましょう



- ・涼しい服装で、日傘や帽子を使う
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動する
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ移動する

④エアコン使用中もこまめに換気をしましょう



- ・窓とドアなど2カ所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後はエアコンの温度をこまめに再設定する

⑤暑さに備えた体づくりと日頃からの体調管理を

- ・暑さに備え無理のない範囲で適度に運動する(やや暑い環境で、ややきつと感じる強度で毎日30分程度)
- ・毎朝など定時の体温測定と健康チェックをする
- ・体調が悪いときは、無理せず自宅で療養する

健康づくり課 ☎ 24-1111

妊産婦分娩前検査等および感染症対策相談支援事業



新型コロナウイルス感染症の影響によって自身や胎児・新生児の健康等に強い不安を抱えながら生活する中、感染が確認された妊産婦や里帰りが困難で家族等の支援を得ることができずに不安を抱える妊産婦等に対して、寄り添った支援を総合的に行います。

妊産婦分娩前検査等支援事業

①不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査

分娩前に医療機関等でPCR検査等のウイルス検査を行います

対象 出産予定日の2週間以内で、新型コロナウイルスの感染に不安を抱える市内在住の妊婦

②ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援
退院後に助産師や保健師が定期的に自宅訪問や電話等で不安や孤立の解消、育児技術の提供などの寄り添ったケア支援を行います

対象 新型コロナウイルスに感染した市内在住の妊産婦

妊産婦への感染症対策相談支援事業

①オンラインでの保健指導等

感染リスクの不安を和らげ、気軽に参加できるようにオンラインでの保健指導やプレパパ学級、マタニティ学級などの母子保健事業を行います

対象 市内在住の妊産婦など

②里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービス
里帰りしなくても安心して産前・産後期を過ごせるように、民間による育児や家事を支援します

対象 長距離の移動を伴う里帰りができなくなった市内在住の妊産婦

※全て無料。ただし、事前の申し込みが必要です。

※開始時期や申し込み方法など、詳しくは子ども保健課にお尋ねください。

子ども保健課 ☎ 24-1111

新生児等特別定額給付金を支給



新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、子どもを出産された世帯等に対する家計への支援を行うため、国の特別定額給付金の基準日(本年4月27日)の翌日以降に出生した新生児等を育てる世帯に対し、本市独自の給付金を支給します。

支給金額 新生児等1人当たり10万円

申請期間 来年5月31日(月)まで

対象 本年4月28日～来年3月31日に生まれ、本年7月30日～来年3月31日の間に本市の住民基本台帳に登録がある新生児・乳児

申請方法 各世帯宛てに送付する申請書に必要事項を記載し、申請者(父または母等)の本人確認書類と振込口座の通帳等の写しを添付して特別定額給付金事務局へ

※申請書は8月末から対象となる新生児等の出生月に応じて順次送付します。

※申請書の発送時期や本人確認書類など、詳しくはお尋ねください。

特別定額給付金事務局 ☎ 24-1111

子育て世帯への臨時特別給付金の申請は9月30日(水)まで

児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金(一時金)を支給しています。公務員でまだ手続きが済んでいない人は、勤務先から配付された申請書に必要書類を添付して、子育て特別給付金事務局に郵送で提出してください。

メ 切 9月30日(水)(必着)

※公務員以外の人には6月30日に支給しています。

※添付書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。

子育て給付金コールセンター ☎ 050-3181-7434